

## 花育ティーチャー登録制度事務取扱要領

### (目的)

- 1 花の王国あいち県民運動実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、花育活動を効率的かつ効果的に実施するため、花育ティーチャーを登録し、幼稚園・保育園、学校や企業等の花育活動の指導・支援を希望する利用機関（以下「利用者」という。）の要請に応じて紹介する制度を設けるものとする。

### (定義)

- 2 花育とは、様々な知識や体験を最も盛んに吸収する幼児・児童期の成長段階において、花と緑に親しみ、育て経験することにより、やさしさや美しさを感じる気持ちを育むことである。
- 3 花育ティーチャーとは、花や緑に関する各種団体や生産者・試験研究等の経験のある者、また日頃から花育活動を実施している者で、幼稚園・保育園、学校や企業等での花育活動の実施に際し、指導・支援をすることができる個人または団体であって、4から9の規定による登録を受けた者をいう。

### (登録等)

- 4 花育ティーチャーの登録を希望する者、団体等は、登録申請書（様式1）を実行委員会へ提出する。
- 5 登録にあたって実行委員会は、登録申請書の審査のほか、面接による審査をおこなうことができる。
- 6 愛知県内で活動できる個人や団体で、次に掲げる要件のいずれかを満たすものを、花育ティーチャーとして登録し、登録証（様式2）を発行する。
  - (1) これまでに、フラワーアレンジメントや寄せ植えの指導経験のある者
  - (2) これまでに、花の生産に関わったことがある者
  - (3) その他実行委員会が適任と認める個人や団体
- 7 実行委員会は、花育ティーチャーが次の各号のいずれに該当すると認めた場合には、当該花育ティーチャーの登録を取り消すことができる。
  - (1) 営利を目的とする活動を行ったとき。
  - (2) 虚偽その他不正の手段により登録を受けたことが判明したとき。
  - (3) 宗教的または政治的宣伝意図を有する活動を行ったとき。
  - (4) その他活動内容等が適切でないとして事務局が判断した場合。
- 8 花育ティーチャー本人から辞退の申し出があった場合は、実行委員会は速やかに登録を取り消すものとする。
- 9 花育ティーチャーは、7及び8の規定により登録を取り消された場合は、遅滞なく6の証明書を返納するものとする。

(個人情報管理と公開)

- 10 提出された登録申請書(様式1)は、実行委員会で管理し、利用者が派遣を申請する際に住所、活動分野等を参考にするため、申請者の了承を得た上で、Webページ等で公表するものとする。

(利用の手続き)

- 11 利用者は、派遣希望日の1ヶ月前までに派遣申請書(様式3)を事務局へ提出する。
- 12 実行委員会は、派遣申請書(様式3)に基づき、花育ティーチャー登録者の中から派遣予定者を選任し、利用者に連絡する。
- 13 利用者は、依頼する指導・支援の内容、費用その他必要事項について、選任された花育ティーチャーと直接調整する。
- 14 原則として、花育ティーチャーの派遣に係る経費は、利用者の負担とする。ただし、一部経費については、予算の範囲内で実行委員会が支援する。
- 15 利用者は、事業終了後すみやかに実施状況報告書(様式4)を実行委員会に報告する。

(その他)

- 16 その他この要領にないものは別に定める。

附則

この要領は、平成25年4月11日から施行する。

この要領は、平成26年4月21日から施行する。

この要領は、令和元年7月26日から施行する。

この要領は、令和4年6月1日から施行する。

(様式1：個人用)

花の王国あいち県民運動実行委員会事務局あて  
F A X 052-954-6932  
E-mail engei@pref.aichi.lg.jp

## 花育ティーチャー登録申請書

花育ティーチャー登録制度事務取扱要領に基づき、下記のとおり登録申請します。  
記

ふりがな お名前			性別	男・女
生年月日	年	月	日	( 歳)
住所	〒 ー			
連絡先	電話番号			
	F A X			
	携帯番号			
	E-mail			
専門分野 (アピールしたい分野)				
対応可能地域				
所属団体名 (もしあれば)				
所属団体連絡先	〒 ー			
活動履歴				
資格 (もしあれば)				
備考				

【注意】審査後、登録された場合ご住所のうち市町村名と専門分野を、Webページで紹介させていただきます。それ以外の項目は公表いたしません。公表にあたり特に注意事項があれば、備考欄に記入して下さい。

(様式1：団体用)

花の王国あいち県民運動実行委員会事務局あて

F A X 0 5 2 - 9 5 4 - 6 9 3 2

E-mail engei@pref.aichi.lg.jp

## 花育ティーチャー登録申請書

花育ティーチャー登録制度事務取扱要領に基づき、下記のとおり登録申請します。  
記

ふりがな 団体名		
ふりがな 代表者氏名		
団体結成年月日	年 月 日	
連絡先	住所	〒 ー
	電話番号	
	F A X	
	E-mail	
団体概要	会員数	人
	会費	ア 有 (年・月 円) イ 無
	会則	ア 有 イ 無 ※会則がある場合は、その写しを添付してください。
主な活動内容		
専門分野 (アピールしたい分野)		
対応可能地域		
備考		

【注意】 審査後、登録された場合ご住所のうち市町村名と専門分野を、Webページで紹介させていただきます。それ以外の項目は公表いたしません。公表にあたり特に注意事項があれば、備考欄に記入して下さい。

登録NO. \_\_\_\_\_

【個人の場合】

登録 NO. \_\_\_\_\_

## 花育ティーチャー登録証

氏名：

登録年月日：

専門分野：

あなたは、花育ティーチャーとして登録されていることを証明します。

花の王国あいち県民運動実行委員会

備考 様式の大きさは、通常名刺サイズ（縦 55 ミリメートル、横 91 ミリメートル程度）とする。

【団体の場合】

登録 NO. \_\_\_\_\_

## 花育ティーチャー登録証

団体名：

氏名：

専門分野：

登録年月日：

あなたは、花育ティーチャーとして登録されていることを証明します。

花の王国あいち県民運動実行委員会

備考 様式の大きさは、通常名刺サイズ（縦 55 ミリメートル、横 91 ミリメートル程度）とする。

(様式3)

花の王国あいち県民運動実行委員会事務局あて

FAX 052-954-6932

E-mail engei@pref.aichi.lg.jp

### 花育ティーチャー派遣申請書

年 月 日

花の王国あいち県民運動実行委員会

委員長 殿

(申請団体名) \_\_\_\_\_

(代表者氏名) \_\_\_\_\_

花育ティーチャー登録制度事務取扱要領に基づき、下記のとおり花育ティーチャーの派遣を希望しますので、申請します。

記

事業の名称		
開催日時	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分から 時 分まで	
開催場所	住所	〒 -
	名称	
参加対象者 及び人数	人	
事業内容 及び 花育ティーチャー に希望する内容		
申請担当者	氏名	
	住所	〒 -
	電話番号	
	FAX	
	E-mail	

【注意】事業の概要がわかる計画書、案内チラシなどがありましたら添付して下さい。

花の王国あいち県民運動実行委員会事務局あて  
FAX 052-954-6932  
E-mail engei@pref.aichi.lg.jp

## 花育ティーチャー派遣実施状況報告書

年 月 日

花の王国あいち県民運動実行委員会  
委員長 殿

(申請団体名) \_\_\_\_\_  
(代表者氏名) \_\_\_\_\_

花育ティーチャーの派遣を受けて、下記のとおり事業を実施しましたので報告します。  
記

事業の名称	
開催日時	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分から 時 分まで
参加対象者 及び人数	※参加者と団体の関係が分かるように記入して下さい (例：会員とその家族 10～40代) 人
具体的な事業内容 及び 花育ティーチャー の活動内容	
花育ティーチャー の派遣を受けて 感想や意見など	

【添付資料】開催状況や花育ティーチャーの活動がわかる写真（数枚）を添付して下さい。